

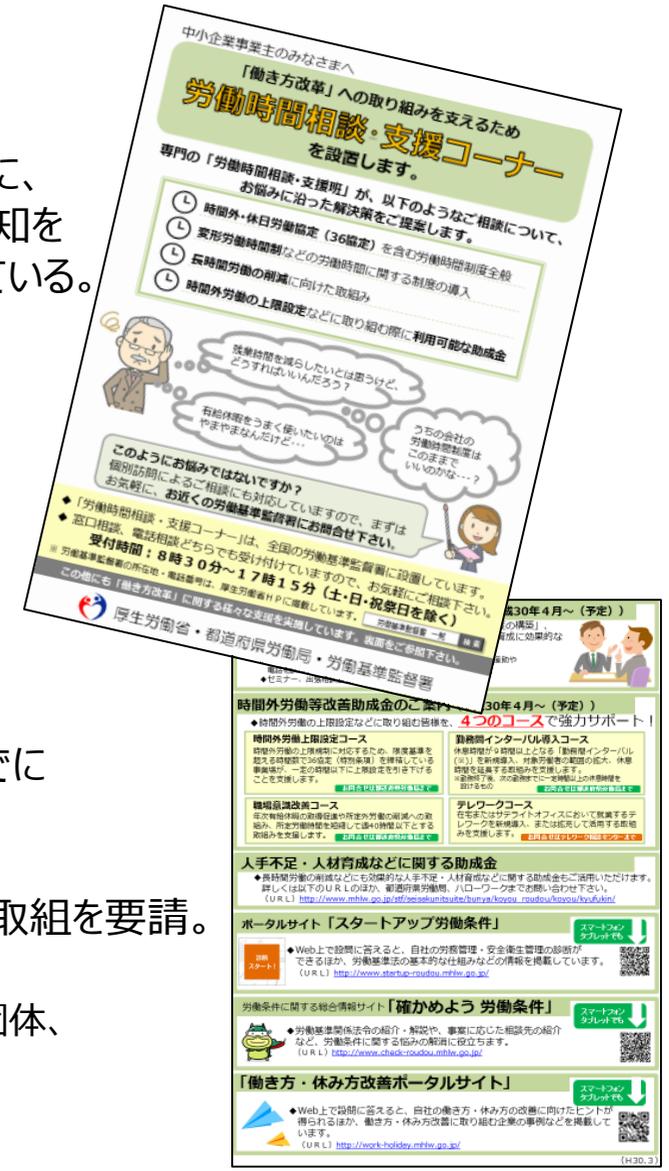
働き方改革関連法の施行に向けた 準備状況について

働き方改革関連法の施行に向けた取組・支援について

1 都道府県労働局・労働基準監督署等における対応

(1) 施行に向けた支援体制

- ① 全ての労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置するとともに、特別チームを編成し、労働時間相談・支援班により、改正労基法等の周知を中心とした説明会や個別訪問などのきめ細やかな相談・支援等を実施している。
- ② 特に、36協定に関する改正労基法、改正規則及び指針については、その円滑な施行に向けて、36協定等の各種届出が届けられた際の労働基準監督署の窓口における周知のほか、あらゆる機会を通じて事業主等に対して周知を図っている。



(2) 都道府県における協議会(※)の開催

- ① 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会を、平成30年12月までに全都道府県で開催。
- ② 中小企業が働き方改革に適切に対応できるよう、協議会の構成員による取組を要請。

(※) 地域の実情に即した働き方改革を進めるため、地方公共団体、中小企業者団体、労働者団体等を構成員とする協議会を設置し、連携体制の整備を図るもの。

2 周知・支援の推進

(1) 働き方改革推進支援センターによる取組

平成30年4月から順次、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。社会保険労務士など労務管理の専門家を配置し、商工団体と連携を図りながら、中小・小規模事業者をはじめとする様々な相談にワンストップで対応している。

① 個別相談の実施

・センター窓口等における個別相談・支援

センター事務所内における労務管理等に係る相談・支援を実施

(約9,000件：平成31年1月末現在)

・アウトリーチ型相談支援の実施

個別企業への訪問による相談・支援を実施

(約11,300件：平成31年1月末現在)

・出張相談会による個別相談・支援

商工団体・よろず支援拠点等と連携を図りながら、出張相談会を実施

(約900件：平成31年1月末現在)

働き方改革推進支援センター
「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働時間助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

より身近な場所できめ細かな相談支援を実施するため「出張所」を設置している地域もありますので、お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！
・魅力ある労働時間制度
・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
・活用できる国の助成金

働き方改革推進支援センター（労働局管内）
労働局、労働組合、中小企業等、
センター一環での就業関連支援実施

出張所
電話・メール・来館による相談
労働時間助成金、賃金助成金等に
関する個別の相談

地域の商工会議所、商工会
この機会に結び、労働管理、企業経営の専門家が企業への個別相談をはじめとする多岐にわたる労働管理や賃金制度等の見直し、労働時間助成金 活用

身近な業種内、上記2件
出張相談会への参加

お問合せ、ご相談は、
無料、常時受付です。

厚生労働省
都道府県の働き方改革推進支援センターの
連絡先は裏面を御参照ください。

② セミナー・説明会の開催

商工団体・よろず支援拠点等と連携を図りながら、働き方改革関連法の改正内容や助成金活用に向けたセミナーを約2,300回開催。

(参加者約84,000人：平成31年1月末現在)

2 周知・支援の推進

(2) 多様なルートを通じた周知（関係省庁を通じた周知）

- ① 働き方改革関連法や支援策に関して厚生労働省が作成した資料について、関係省庁より関係団体に対して周知を依頼。

※ 社労士会、税理士会、商工団体、金融関係団体、農・漁業関係団体等

- ② 関係団体において、会員企業、顧問先企業等に対して、SNS配信、会報への同封、会議・研修会での配布等により周知。



(3) 説明会・セミナー等による周知・支援

- ① 厚生労働省が開催するセミナー・シンポジウム
(平成30年9月～平成31年3月まで：計96回実施)
- ② 労働局・労働基準監督署による説明会
(約8,700回：平成30年7月～平成30年12月末時点)
- ③ 働き方改革推進支援センターによる相談・支援
- ・ 商工団体・よろず支援拠点等と連携してセミナーを開催【再掲】
(平成31年1月末時点で約2,300回実施)
 - ・ 個別企業を訪問してアウトリーチ型の相談・支援等を実施【再掲】
(平成31年1月末時点で約11,300件)



2 周知・支援の推進

(4) メディアを活用した周知

① 厚労省Twitter・メールマガジン・インターネット広告（平成30年8月～）

- ・ 働き方改革推進支援センターについて、厚労省Twitterで周知。
- ・ バナー広告（改正法、支援策等について周知）（平成31年2月～）

② テレビCM（平成31年2月～）

③ 新聞広告・広報誌（平成30年10月～）※政府広報室・厚生労働省

- ・ 全国紙、地方紙 計71紙への広告掲載（平成31年1月～）
- ・ 広報誌「厚生労働」への特集記事の掲載（平成30年10月）

④ ポータルサイト「スタートアップ労働条件」における対応

- ・ 36協定届等作成支援ツールで36協定届新様式を公開（平成31年2月～）



2 周知・支援の推進

(5) 使用者団体への要請

- ① 平成31年2月18日に高階厚生労働副大臣より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対して働き方改革関連法の施行に向けた周知・啓発に係る要請を実施。
- ② 都道府県労働局より管内の使用者団体に対し、同様の要請を順次実施。



(6) 労働者団体と連携した周知

- ① 日本労働組合総連合会が行う「Action!36」キャンペーンについて協賛。働き方改革を促す大臣メッセージを特設サイトに掲載。
- ② 各地方連合会が行う同キャンペーンについて、適宜、各労働局において協賛等の実施。



Press Release

平成31年2月18日

【所会先】

労働基準局労働条件政策課
課長 藤澤 朗
参事 藤野 隆
代表電話) 03(5253)1111(内線 5383)
直通電話) 03(3502)1599

報道関係者 各位

「働き方改革関連法」の施行に向けた周知・啓発を要請しました
～高階副大臣が、経済4団体に要請～

厚生労働省は、本日、高階恵子厚生労働副大臣を通じて、日本経済団体連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」）の施行に向けた一層の周知・啓発などへの協力を要請しました。

昨年の6月に「働き方改革関連法」が成立したことに伴い、今年の4月1日から、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする各改正事項が、順次施行されます。今回の要請は、これらを踏まえ行ったものです。

厚生労働省は、今後も「働き方改革関連法」の周知・啓発をしていくことで、その円滑な施行に取り組みます。

実施概要

1. 日 時 平成31年2月18日(月) 11:00～11:20
2. 場 所 厚生労働省(中央合同庁舎第5号館)10階 厚生労働副大臣室
3. 要請概要
(1) 労働施策基本方針および、いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインの周知
(2) 働き方改革推進支援センターなどの個別相談・支援の利用勧奨
(3) 働き方改革推進支援センターが行うセミナーなどへの実施協力および周知
(4) 時間外労働等改善助成金などの活用
4. 要 請 者 厚生労働省 高階 恵子 厚生労働副大臣

政府では、長時間労働を是正し、働く方々が健康を確保しつつ、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革を進めています。昨年成立した働き方改革関連法では、労働基準法を改正し、時間外労働の上限規制を設けました。厚生労働省では、働き方改革の実現・定着に向けて、各都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、各種の助成制度など様々な支援策を講じています。これらも御活用いただきながら、長時間労働を是正し、働き方改革に取り組んでいただきますようお願いいたします。



厚生労働大臣 根本匠

平成31年度における取組について

(1) 周知広報事業

WEB広告、テレビCM、新聞広告等による周知広報を平成31年夏頃から実施

(2) 働き方改革推進支援センターの拡充 (別添 1 参照)

働き方改革推進支援センターにおいて実施する、アウトリーチ型相談支援については、厚生労働本省委託により、「派遣型専門家」(500名程度)を配置し、都道府県域を超えて企業訪問等を実施するよう拡充。

※平成30年度においては各センターに配置された専門家が電話・窓口支援、企業訪問、出張相談等をすべて実施

(3) 時間外労働等改善助成金の拡充 (別添 2 参照)

① 予算額の拡充 平成31年度予算案6,261,208千円 ← 平成30年度3,501,528千円

【	時間外労働上限設定コース	平成31年度 2,053,963千円	←	平成30年度 1,919,015千円
	勤務間インターバル導入コース	平成31年度 1,104,767千円	←	平成30年度 1,027,974千円
	職場意識改善コース	平成31年度 97,997千円	←	平成30年度 128,099千円
	団体推進コース	平成31年度 3,004,481千円	←	平成30年度 426,440千円

② 主な拡充事項

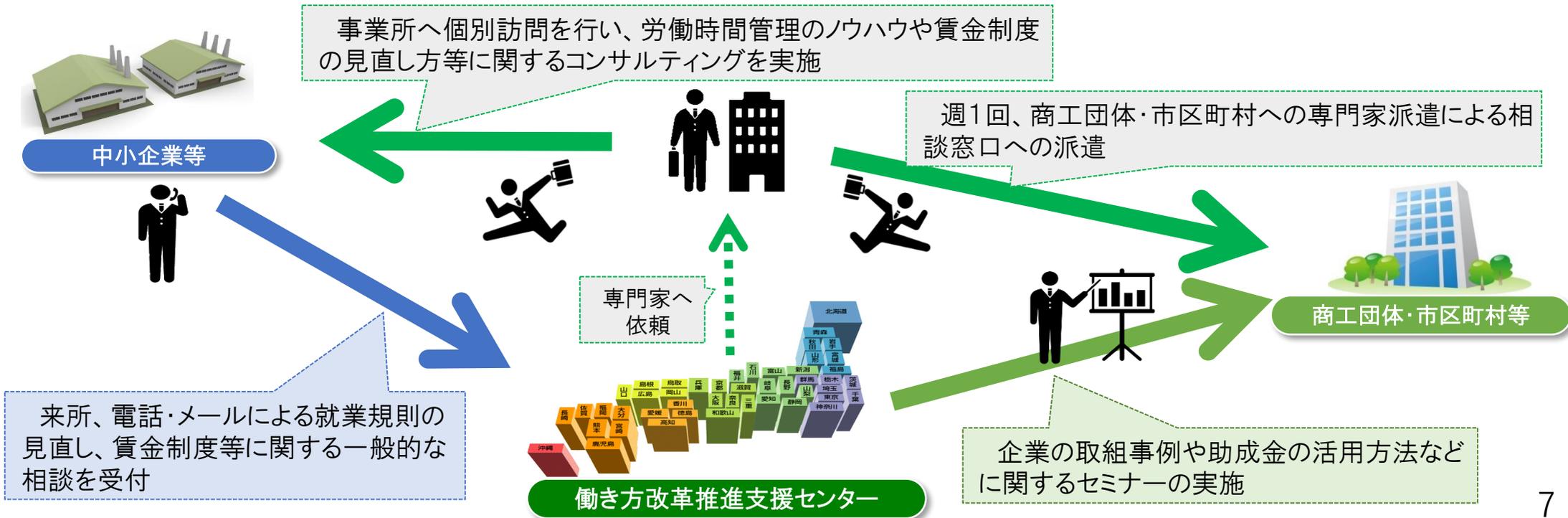
- ・勤務間インターバル導入コースの助成上限額を2倍に引き上げ
 - 勤務間インターバル時間数に応じて、9時間以上11時間未満 80万円 ← 40万円
 - 11時間以上 100万円 ← 50万円
- ・団体推進コースの予算額を大幅拡充

平成31年度予定額 7,625,743千円(1,546,447千円)

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

働き方改革推進支援センター



時間外労働等改善助成金（拡充）

平成31年度予定額 6,261,208 (3,501,528) 千円

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名	助成概要	支給要件	助成率	上限額	助成対象
時間外労働上限設定コース 予定額 2,053,963千円 (1,919,015千円)	時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成	月80時間を超える等の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行った労働者がいる（単月に複数名が行った場合を含む）中小企業事業主が、助成対象の取組を行い、時間外労働の上限設定を行うこと	費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	①平成31年度又は平成32年度に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間、年360時間に設定した場合⇒上限150万円 等 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合⇒100万円 等 ② 更に、週休2日制とした場合、その度合いに応じて上限額を加算 ※4週当たり4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ③ 上限額の合計は200万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等
勤務間インターバル導入コース 予定額 1,104,767千円 (1,027,974千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満：80(40)万円 ・11時間以上：100(50)万円	
職場意識改善コース 予定額 97,997千円 (128,099千円)	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、以下の目標を達成すること ①特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の規定を整備すること ②月間平均所定外時間数を5時間以上削減すること		上限額：100万円	
団体推進コース 予定額 3,004,481千円 (426,440千円)	3社以上の中小企業事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額：500万円 ※都道府県又はブロック単位で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等